

第 11 次八戸市農業計画（案）要約版

第 1 計画策定にあたって

第 2 市の特色

第 3 農業の概要

第 4 課題

第 5 年間農業所得の目標及び農業経営の指標

第 6 目標達成のために講ずる施策の基本方向

第 7 地区別振興方向

第1 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

八戸市では、「八戸市農業発展の基本方向（昭和46年策定）」に基づき、10次にわたり農業計画を策定し、農業の生産性の向上と農業所得の増大を目的に、当市の特性を生かした都市近郊型農業の確立に向けて、諸施策を講じてきました。

市内では、水稻、野菜、果物、花き、畑作物、畜産物等の多彩な農業生産が行われ、市域の食料供給を担いながら、高速交通網の整備による広域流通が展開され、地域経済の振興の一役を担っています。

しかしながら、第10次八戸市農業計画策定時（平成24年）に比べ、農業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化、経営耕地面積の減少、さらには、農業生産の減退等の構造的な脆弱化に加え、食の安全・安心に関する関心の高まり、食に関するニーズの多様化、加えて、グローバル化の進展等大きく変化しています。

また、「米に関する政策の変更」、「農地の集積を促進するための農地中間管理機構の創設」、並びに「経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度の検討」等国の農政の転換も進められています。

このような状況を踏まえ、新たなトレンドに対応し、自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進し、より筋肉質な産業としての農業の振興と持続的発展を図るため、「第11次八戸市農業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「八戸市農業計画」は、農林業センサスの公表にあわせ、社会経済情勢の変化に留意しながら5年ごとに策定しており、国の「食料・農業・農村基本計画」、青森県の「攻めの農林水産業推進基本方針」等の農業に関する国・県の諸計画及び「第6次八戸市総合計画」を踏まえながら策定します。

3 計画期間

平成29年4月～34年3月までの5年間とします。

参考：八戸市農業計画の策定の経過

・八戸市農業発展の基本方向	昭和 46 年 9 月
・第 1 次八戸市農業計画	昭和 49 年 4 月～昭和 52 年 3 月
・第 2 次八戸市農業計画	昭和 52 年 4 月～昭和 55 年 3 月
・第 3 次八戸市農業計画	昭和 55 年 4 月～昭和 58 年 3 月
・第 4 次八戸市農業計画	昭和 58 年 4 月～昭和 61 年 3 月
・第 5 次八戸市農業計画	昭和 61 年 4 月～平成 元年 3 月
※計画期間の延長（2 年）	平成 元年 4 月～平成 3 年 3 月
・第 6 次八戸市農業計画	平成 3 年 4 月～平成 8 年 3 月
・第 7 次八戸市農業計画	平成 8 年 4 月～平成 13 年 3 月
・第 8 次八戸市農業計画	平成 13 年 4 月～平成 18 年 3 月
・第 9 次八戸市農業計画	平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月
※計画期間の延長（1 年）	平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月
・第 10 次八戸市農業計画	平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月

4 地域区分

地域区分は、自然・立地条件、土地利用状況、営農形態等を考慮し、旧市町村区分に準拠して市川、上長、豊崎、館、是川、大館、下長、南浜・美保野、旧市内、島守、中沢の 11 地区に区分します。

5 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、農業経営者の自主的な取組に負うところが大きいものの、農業協同組合・農業共済組合・土地改良区・高等教育機関等の関係機関、国・県・市の行政がそれぞれの役割のもとに三位一体となって推進することとします。

また、計画を着実に推進するため、毎年度、計画に記載している事業の実施状況を市総合農政審議会において報告し、意見を聴取するとともに、経済社会情勢等の変化を踏まえながら進行管理を図り、必要に応じて事業の見直しを行います。

第2 市の特色

1 地理的特色

(1) 位置

八戸市は、本州の北端である青森県の南東部に位置（北緯 40 度 33 分、東経 141 度 30 分）し、北部中央の青森市、南西部の弘前市と県内を 3 分する経済圏の 1 つの中核であるとともに、北奥羽地域の拠点として位置付けられています。

(2) 地形と地質

地形は概ね平坦であるが、南方は階上岳の裾野として台地・丘陵地が僅かに形成されています。

河川流域の平坦地は沖積層土壌、台地、丘陵地は火山灰土壌で覆われています。

(3) 気象

年平均気温：約 10℃、年総降水量：1,000mm 程度、年総日照時間：1,925 時間程度であり、冬季に積雪が少ないことが特徴の 1 つとなっています。

2 社会的特色

平成 17 年に隣村の南郷村と合併し、人口約 25 万人の八戸市が誕生しました。

東京都までは約 650km の距離にあり、東北新幹線、東北縦貫自動車道、八戸港を有しているほか、三沢空港があり、交通利便性の高い地域となっています。

3 経済的特色

当市では、農林水産業のほか、日本有数の水揚げ量を背景とした水産加工業、紙・パルプ、非鉄金属、鉄鋼等の基礎素材型産業を中心に発展し、北東北随一の集積を誇る工業、青森県南及び岩手県北の広域商圏を有する商業、自然・歴史・文化・食等を生かした観光産業等多様な産業が集積しています。

第3 農業の概要

1 概況

八戸市の総面積は30,554ha（平成27年1月1日現在）であり、このうち、農業振興地域は総面積の78%（23,977ha）、農用地区域は17%（5,066ha）を占めています。

この農用地区域を中心に、水稻をはじめ、ながいも、ねぎ、ピーマン、にんにく等の露地野菜、いちご、ミニトマト等の施設野菜、りんご、ブルーベリー等の果物、キク、トルコギキョウ等の花き、そば等の畑作物、葉たばこ等の特用作物、鶏卵等の畜産物等、地域特性を生かした多彩な生産が展開されています。

（1）農産物の作付面積の推移

（単位：ha）

		平成16年	平成21年	平成26年
水稻		1,450	1,230	1,240
野菜	ながいも	164	172	185
	にんにく	13	19	20
	ねぎ	50	66	71
	いちご	47	32	16
	ピーマン	11	15	16
	その他	232	201	237
	計	517	505	545
果樹	りんご	270	110	108
	その他	184	164	152
	計	454	274	260
花き		37	26	24
畑作物	大豆	198	124	52
	そば	75	66	95
	その他	153	55	75
	計	426	245	222
特用作物	葉たばこ	239	193	148
	なたね	3	0	x
	計	242	193	148
合計		3,126	2,473	2,439

◇八戸市調べ

(2) 畜産物の頭羽数の推移

(単位：頭羽数)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
乳用牛	393	303	261
肉用牛	2,507	2,240	1,998
馬	207	143	83
養豚	38,906	40,688	42,056
養鶏	2,049,897	1,585,485	1,624,305

◇平成 17 年、平成 22 年分は八戸市調べ、平成 27 年分は青森県調べ

(3) 農業産出額

被災市町村別農業産出額の推移

(単位：百万円)

	合計	耕種	畜産
平成 23 年	14,120	5,780	8,330
平成 24 年	15,250	6,060	9,180
平成 25 年	15,320	5,850	9,470
平成 26 年	14,340	5,030	9,310

◇農林水産省 大臣官房統計部調べ

農業産出額 = \sum (品目別生産数量 × 品目別農家庭先販売価格)

平成 26 年市町村別農業産出額 (推計) (県内上位 10 自治体) (単位：百万円)

順位	自治体名	合計	耕種	畜産
1	弘前市	41,540	41,420	120
2	十和田市	22,850	10,980	11,870
3	三沢市	18,990	7,320	11,660
4	つがる市	17,130	16,250	870
5	横浜町	14,520	850	13,670
6	南部町	13,390	6,340	7,050
7	八戸市	13,330	4,370	8,960
8	東北町	12,820	10,260	2,560
9	平川市	10,480	10,220	260
10	五所川原市	8,900	8,880	30

◇農林水産省 大臣官房統計部調べ

農業産出額 = 都道府県別農業産出額 × $\frac{\text{市町村別作付面積等}}{\text{都道府県別作付面積等}}$

2 農業構造

(1) 農家数の推移

平成17年比で822戸(23%)の減少、うち販売農家数は779戸(35%)の減少、自給的農家数は43戸(3%)の減少となっています。

(単位：戸)

	農家数	販売農家数※1			自給的農家数※2	
		計	専業	第1兼		第2兼
平成17年	3,558	2,256	473	323	1,460	1,302
平成22年	3,187	1,876	495	225	1,156	1,311
平成27年	2,736	1,477	508	164	805	1,259

◇農林業センサスより

(2) 農業就業人口の推移

平成17年比で1,648人(39%)の減少、うち男は542人(30%)の減少、女は1,106人(46%)の減少となっています。

(単位：人)

	農業就業人口	男	女
平成17年	4,205	1,782	2,423
平成22年	3,308	1,520	1,788
平成27年	2,557	1,240	1,317

◇農林業センサスより

(3) 耕地面積の推移

平成17年比で500ha(9%)の減少、うち田は230ha(10%)の減少、畑は284ha(9%)の減少となっています。

(単位：ha)

	耕地面積	田	畑
平成17年	5,460	2,320	3,154
平成21年	5,400	2,290	3,110
平成26年	4,960	2,090	2,870

◇八戸市調べ

(4) 農業経営体

①経営耕地面積規模別経営体数の推移

経営体数は平成17年比で802経営体(35%)の減少、うち1ha未満層は575経営体(41%)の減少、1ha-2ha層は185経営体(32%)の減少、2ha-3ha層は45経営体(26%)の減少、3ha-5ha層は11経営体(11%)の減少、5ha以上層は14経営体(30%)の増加となっています。

(単位：経営体数)

	経営体数	1ha未満	1ha-2ha	2ha-3ha	3ha-5ha	5ha以上
平成17年	2,310	1,413	572	174	104	47
平成22年	1,915	1,089	517	160	99	50
平成27年	1,508	838	387	129	93	61

◇農林業センサスより

②農業経営組織別経営体数の推移

販売のあった経営体数は平成17年比で448経営体(26%)の減少、うち稲は191経営体(25%)の減少、野菜は1経営体(1%)の増加、果樹は3経営体(3%)の減少、花きは2経営体(17%)の減少、畜産は9経営体(24%)の増加となっています。

(単位：経営体数)

	販売のあった経営体数	単一経営						複合経営
		稲	野菜	果樹	花き	畜産	その他	
平成17年	1,721	774	131	108	12	37	300	359
平成22年	1,573	714	128	98	11	42	227	353
平成27年	1,273	583	132	105	10	46	161	236

◇農林業センサスより

③農産物販売金額規模別経営体数の推移

平成17年比で50万円未満層が80経営体(12%)の減少、50-300万円層が225経営体(38%)の減少、300-500万円層が47経営体(31%)の減少、500-700万円層が34経営体(44%)の減少、700-1,000万円層が10経営体(16%)の減少、1,000万円以上層が22経営体(24%)の減少となっています。

(単位：上段 万円、下段 経営体数)

	販売のあった経営体数	50未満	50-300	300-500	500-700	700-1,000	1,000以上
平成17年	1,721	667	673	151	78	62	90
平成22年	1,573	675	619	124	56	45	54
平成27年	1,273	587	418	104	44	52	68

◇農林業センサスより

④農産物販売金額1位の出荷先別経営体数の推移

平成27年の農産物販売金額1位の出荷先別経営体数は、農協が412経営体(32%)で最も多く、次いで、集出荷団体が259経営体(20%)、食品製造・外食産業が171経営体(13%)、卸売市場が157経営体(12%)、小売業者が137経営体(11%)、消費者に直接販売が85経営体(7%)となっています。

平成17年比で農協が296経営体(42%)の減少、集出荷団体が16経営体(7%)の増加、食品製造・外食産業が158経営体(1,215%)の増加、卸売市場が25経営体(14%)の減少、小売業者が29経営体(27%)の増加、消費者に直接販売が9経営体(10%)の減少となっています。

(単位：経営体数)

	販売のあった経営体数	農協	集出荷団体	卸売市場	小売業者
平成17年	1,721	708	243	182	108
平成22年	1,573	557	475	173	152
平成27年	1,273	412	259	157	137

食品製造・外食産業	消費者に直接販売	その他
13	94	373
14	133	69
171	85	52

◇農林業センサスより

⑤借入耕地のある経営体数と借入耕地面積の推移

平成 27 年の借入耕地面積は 558ha で、平成 17 年比で 188ha (51%) の増加、うち田は 121ha (81%) の増加、畑は 67ha (30%) の増加となっています。

(単位: ha)

	計		田		畑	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
平成 17 年	398	370	236	149	221	221
平成 22 年	388	415	244	185	202	230
平成 27 年	352	558	220	270	195	288

◇農林業センサスより

⑥貸付耕地のある経営体数と貸付耕地面積の推移

平成 27 年の貸付耕地面積は 230ha で、平成 17 年比で 17ha (8%) の増加、うち田は 18ha (32%) の増加、畑は 1 ha (1%) の減少となっています。

(単位: ha)

	計		田		畑	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
平成 17 年	382	213	139	56	276	157
平成 22 年	379	225	157	61	273	164
平成 27 年	353	230	164	74	228	156

◇農林業センサスより

第4 課題

八戸市は、都市化の進展が著しく、農業以外の就業の機会が多いことや農業者の高齢化等により、農業者の減少が顕在化しています。

農林業センサスでは、専業農家数は平成17年に比べて増加していますが、これは、大部分が定年帰農や核家族化によるものと思料されます。

生産基盤である農地についても、都市的土地利用への転換等により減少していることに加えて、流動化も進んでいない状況にありましたが、農地中間管理機構の創設等の影響もあり、近年、借入・貸付耕地面積は漸増傾向にあります。

農産物価格は、低下する傾向にある中、生産コストとなる資材価格は上昇し、収益性は低迷する傾向にあります。

また、食の安全・安心に関する関心の高まり、食に関するニーズの多様化、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓自由貿易協定（FTA）、日EU経済連携協定（EPA）等の経済連携に向けた動き等のグローバル化に関連する施策への転換に伴う対応も課題となっており、より筋肉質な産業としての農業の振興と持続的発展を図るため、必要な諸施策を弾力的、かつ、可及的に講じることが必要となっています。

第5 年間農業所得の目標及び農業経営の指標

より筋肉質な産業としての農業の振興と持続的発展を図るため、将来とも農業で自立していこうとする農業経営体の平均農業所得を130万円向上させ、530万円とし、他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保することを目的に施策の基本方向を定めます。

また、年間農業所得の目標に伴う農業経営の指標を次のとおり例示します。

(年間農業所得の目標)

年間農業所得の平均/経営体※	年間農業所得の目標/経営体
400万円	530万円

※年間農業所得の平均/経営体は市内認定農業者の年間農業所得の平均/経営体

※目標の算出は八戸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想より

(農業経営の指標)

<モデル1>

施設野菜主体

品目	作付面積	粗収益	経営費	所得
水稻	60a	703,800円	582,324円	121,476円
いちご(促成)	20a	8,478,000円	3,864,546円	4,613,454円
大豆	60a	386,130円	256,200円	129,930円
計	140a	9,567,930円	4,703,070円	4,864,860円

(総労働時間及び労働費)

総労働時間(うち雇用労働時間)	労働費※(うち雇用労賃)
3,828時間(うち88時間)	3,828,000円(うち88,000円)

<モデル2>

施設野菜+果樹主体

品目	作付面積	粗収益	経営費	所得
水稻	60a	703,800円	582,324円	121,476円
ミニトマト	15a	7,635,600円	3,024,581円	4,611,019円
りんご	30a	2,354,940円	1,556,012円	798,928円
計	105a	10,694,340円	4,615,291円	5,531,423円

(総労働時間及び労働費)

総労働時間(うち雇用労働時間)	労働費(うち雇用労賃)
2,478時間(うち220時間)	2,478,000円(うち220,000円)

<モデル3>

露地野菜主体

品目	作付面積	粗収益	経営費	所得
水稻	60a	703,800 円	582,324 円	121,476 円
ながいも	110a	7,001,280 円	4,798,508 円	2,202,772 円
にんにく	35a	4,381,650 円	2,261,690 円	2,119,960 円
ピーマン	15a	1,774,800 円	939,034 円	835,766 円
計	220a	13,861,530 円	8,581,556 円	5,279,974 円

(総労働時間及び労働費)

総労働時間 (うち雇用労働時間)	労働費 (うち雇用労賃)
3,694 時間 (うち 625 時間)	3,694,000 円 (うち 625,000 円)

第6 目標達成のために講ずる施策の基本方向

1 魅力ある農業経営体の育成

(振興方策)

(1) 経営感覚に優れた多様な農業経営体の育成

地域農業の持続的な発展を図るためには、経営感覚に優れた多様な農業経営体を育成することが重要であり、平成22年に「農業経営者の育成に関する協定」を締結した八戸学院大学等と連携しながら、経営規模の拡大を目指す農業経営体についても、経営規模は小さくても加工や販売による経営の多角化を目指す農業経営体についても、それぞれの自主性を踏まえた経営を支援します。

また、農業の労働力不足について、作業の支援を希望する農業者と定年退職者等の農作業サポーターとのマッチングに関する課題を検討し、労働力不足に資する制度の構築を図ります。

加えて、農業経営の安定を図るために創設される国の「収入保険制度」については、農業経営体のニーズに応じて加入を促進します。

① 地域農業の担い手の中心となる家族農業者の育成

地域農業の担い手の中心となる家族農業者について、国の農地中間管理事業等の施策を最大限に活用した経営規模の拡大や経営の多角化等を促進し、所得の増大を図るため、他の行政機関や農業関係団体、高等教育機関等と連携し、融資、農地集積、補助事業の導入、栽培技術等に関する支援を一体的に行います。

② 新規就農者の育成

新規就農者の育成を図るため、国の青年就農給付金制度等の関連する施策を活用するとともに、経営から生産までの就農に関する一体的な支援により、青年就農希望者及び農業者子弟の後継者の個々の意向を汲んだ就農を促進します。

また、中高年就農希望者及び定年帰農者等についても、経営から生産までの就農に関する一体的な情報提供により、個々の意向を汲んだ就農を促進します。

③ 農業による起業者の育成

市の様々な資源を利用した農業による起業者を育成するため、八戸学院大学等と連携を図りながら、起業を支援します。

④他産業からの新規参入の促進

地域雇用の創出に資するため、融資、補助事業、栽培技術等に関する情報を一元的に提供し、関連する施策を一体的に行うことにより、様々な経営資源を有する他産業からの新規参入を促進します。

(2)集落営農及び法人化の促進

地域の中核的な農業経営体を中心とし、地域を支える意欲的な兼業農業者と一体となった集落営農を促進するため、地域の中核的な農業経営体、兼業農業者、自給的農業者が、それぞれの経営志向に応じ、お互いの経営上のメリットを享受できるような地域全体のニーズに応じた取組を支援します。

また、集落営農組織の法人化についても、ニーズに応じて促進します。

2 地域特性を生かした八戸農業の推進

(振興方策)

(1)地域特性を生かした農業生産の促進

当市の自然条件と生産地であり消費地でもあるという社会条件を生かし、野菜生産を中心としながらも、市内の地域毎の自然・社会条件により、水稲、果樹、花き、畑作物等の生産振興を図り、地域特性を生かした多彩な農業生産を促進します。

①水稲

食味・品質をより重視した米の安定的な生産を推進するため、立地・気象条件に応じた生産を促進するとともに、農地の流動化や農作業受委託による省力・低コスト生産体制の構築を図ります。

また、消費者の健康・安全志向等のニーズに対応するため、肥料や農薬を低減した特別栽培米の生産等の売れる米作りを支援します。

加えて、国の米政策を利用した飼料用等の新規需要米の生産体制の構築に向けた取組を支援します。

②野菜

野菜を当市の中心作物と位置付け、消費者のニーズを踏まえ、地域の自然・社会条件に適した品目を選定し、環境への負荷が少なく、付加価値の高い有機栽培や特別栽培等の取組の拡大を図りながら、単一大規模経営と多品目経営の双方の生産体制の構築を支援します。

また、施設野菜については、夏秋期の作型分化と作期の拡大による生産振興を図りながら、冬期間の施設の有効利用による「冬野菜」の供給

拡大を促進します。

露地野菜については、省力化・軽労化技術の普及を図るとともに合理的輪作体系の確立による高品質・安定生産を促進します。

③果樹

ワイン用ぶどう等の新たな品目、並びに優良品種への転換や園内整備等を促進するとともに、消費者ニーズに対応した産地形成を支援します。

④花き

消費・生産・輸入動向を的確に把握しながら、当市の気象条件を生かした品目・品種を選定し、生産の拡大を図ります。

また、安定的かつ高品質生産を図るため、施設を利用した周年栽培を促進します。

なお、冬期については、低コスト生産体制の構築を促進します。

⑤畑作物・特用作物

大豆を中心に、消費者の健康・安全志向の高まりを背景とした国産や有機・特別栽培農産物等の需要が拡大傾向にあるほか、水田における土地利用型農業の推進を図る上でも重要であることから、生産の団地化、土地利用の集積、農業機械の導入や作業の共同化、基本技術の励行等により、生産性、品質の向上及び生産コストの低減を促進し、国の米政策を利用しながら経営の安定を図ります。

また、葉たばこの廃作後については、ねぎ等の経営的に安定した品目の生産を促進するとともに、ワイン用ぶどう等の新たな作物についても生産を促進します。

(2)販売を基点とした農業生産の促進

農産物の品質、安全・安心といったユーザーのニーズの変化に対応できる農業生産体制の構築を支援します。

また、農産物のエンドユーザーを対象とする情報発信の機会を増大し、買ってもらえる農産物のニーズの変化を継続的に探り、農業生産に関する施策に反映させることにより、販売を基点とした農業生産を促進します。

3 発信型農業の促進

(振興方策)

(1) 八戸農業のブランド力の創出

八戸伝統野菜として平成24年に選定した「糠塚きゅうり」及び「八戸食用菊」については、生産の伝承及びブランド力の創出に努めるとともに、八戸特産野菜として平成24年に選定した「八戸いちご」については、生産の振興及びブランド力の向上を促進します。

また、その他の農産物について、市内の生産量が多く、県内の他の地域においては生産量が少ない「ミニトマト」等については、市でブランド力の向上に努め、他の県内全域で生産されている農産物については、全県的な取組を促進します。

(2) グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムは、地域住民にとって自らの地域から資源を再発見する機会であるとともに、交流人口の増加や新たな市場の形成によって女性や高齢者の活躍する場面が創出される等多様な効果が期待できることから、南郷地区のさくらんぼ、ブルーベリー、りんご、いちごの観光農園を主なフィールドとするグリーン・ツーリズムを促進します。

(3) 地産地消の促進

生産地であり消費地でもあるという社会条件を最大限に生かすため、市場流通を基本としながらも、直売所、朝市、夕市、農産物フェア、学校給食等の多様な機会を生かした地産地消を促進するため、農産物の品目、数量の拡大や販売力の強化を支援します。

(4) 旬産旬消の促進

旬の時期に多く生産された地元農産物を旬の時期に消費する旬産旬消を促進し、季節感を売りにした八戸農産物に対する市民の愛用意識を醸成し、消費の拡大を図ります。

(5) 食育の推進

食を作り出す農業に対する理解の醸成を図るため、市民農園、農業体験学習会、学童農園等を通じた取組を食農教育の一環として支援します。

4 他産業との連携による新たな価値の創出

(振興方策)

(1) 他産業との連携による6次産業化の促進

多様な産業の多様な業種が集積している当市の特徴を最大限に活用するため、八戸菓子商工業組合等の商工業団体との連携による6次産業化を促進し、それぞれの強みを生かした新たな価値の創出を支援します。

特に、「八戸いちご」等の優位性のある品目については、積極的に利用を促進し、新たなスイーツの開発等の取組を支援します。

(2) 他産業との連携による域内消費の拡大

それぞれのエンドユーザーに対して6次産業化の成果に関する情報を発信することにより、域内消費を拡大し、それぞれの販路の多様化を促進します。

5 持続的な農業生産環境の整備

(振興方策)

(1) 農業生産を支える基盤の管理

農業の安定的な生産と農業の有する多面的機能を支える基盤となる農地の管理に向けた施策の実施により、優良農地の形成を図ります。

(2) 農地利用集積の促進

地域毎の実情を踏まえながら、農地中間管理機構等を活用し、計画的に農地の利用集積を図り、農地の集団性・連続性を確保することにより、生産コストの低減による効率的かつ安定的な農業経営を促進します。

(3) 農業関係団体との連携の強化

農業協同組合、農業共済組合、土地改良区等の農業関係団体については、地域農業の要としての役割を担っていることから、緊密な連携を図り、農業者への一元的な対応を図ります。

6 八戸飼料穀物コンビナートや冷涼な気候を生かした畜産業の振興

(振興方策)

(1) 畜産業の振興のための環境整備

八戸飼料穀物コンビナートや冷涼な気候を生かした畜産業の振興を図るため、畜産施設に関する環境影響評価実施基準の緩和・見直しについて、関係機関に検討を促すとともに、他の畜産振興に関する規制の緩和・見直しにつ

いても関係機関等と連携して働きかけるほか、近年、全国的に多発している高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に迅速に対応するため、関係機関との連携を密にし、実効ある防疫体制の構築に協力する等、当市を含む県南地域の畜産業の振興のための環境整備を図ります。

(2) 耕畜連携の促進

家畜排せつ物を利用したたい肥・肥料等の施用による耕畜連携を促進し、循環型農業を推進するとともに、家畜排せつ物のより一層の有効利用を図るため、「耕畜連携推進事業パートナー制度」により、たい肥、肥料等の施用・管理方法に関する調査・研究を市と畜産業経営者が共同で取り組みます。

また、飼料自給率の向上、水田の有効活用を図るため、飼料用米の生産を含む家畜排せつ物利用の資源循環型米生産体制の構築に向けた取組を支援します。

7 森林環境の整備

(振興方策)

(1) 森林環境整備の促進

森林施業に関する取組を支援するとともに、森林が持つ国土保全、水源かん養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の多面的機能の維持と環境美化を図るため、間伐等を促進し、適切な森林環境の整備を推進します。

(2) 市民と森林のふれあいの場の提供

「市民の森不習岳」を市民の憩いの場として、より一層の活用を図るため、環境整備を推進するとともに円滑な管理運営に努め、森林を利用したレクリエーションを通じた森林への理解の醸成を図ります。

(3) 公共建築物等における木材利用の促進

一般の利用に供される公共建築物等に積極的に地元材を活用することにより、公共建築物以外での木材利用の促進及び地域の林業・木材産業の活性化を図り、森林の適正な整備・保全を促進します。

8 地域資源を活用した可能性の追求

(振興方策)

(1) 食品加工業との連携

食料品製造業との連携について、既存の取組の課題を探り、促進方策を引き続き検討します。

(2) グローバル化への対応

農産物の海外販路について情報収集し、八戸港等を利用した農産物の輸出方策について検討します。

グローバル化に関連する影響については、関係機関と連携を図りながら事前に対応を検討し、国の支援策を最大限に生かせる体制を構築しながら、八戸農業の強化を図ります。

第7 地区別振興方向

1 市川地区

(1) 振興方向

水稻については、国の制度等を利用しながら、基盤整備を進め、基幹作物として生産を継続するとともに、転作田を有効活用した施設いちご、並びに、集団的に生産されている小麦や大豆を中心とする複合経営の確立を促進します。また、小麦や大豆生産のさらなる集団化を促進するため、農地の流動化を図ります。

(2) 振興する農産物

水稻、小麦、大豆、いちご

2 上長地区

(1) 振興方向

水稻については、基幹作物として、国の制度を利用しながら主食用及び飼料用の生産を継続するとともに、ごぼう、ながいも、にんにく等の露地野菜生産を促進します。また、高齢化等に伴う労働体制の変化に対応し、重量野菜から軽量野菜のピーマンへの移行を促進します。

(2) 振興する農産物

水稻、ごぼう、ながいも、にんにく、ピーマン

3 豊崎地区

(1) 振興方向

水稻については、国の制度を利用しながら生産を継続するとともに、現在、生産団地が形成されているピーマン、ごぼう、ながいも及びにんにくについては、生産技術の向上等により生産量の拡大を図ります。また、高齢化に伴う労働体制の変化に対応し、重量野菜からピーマン等への移行を促進することにより、地域の実情に応じた安定的な営農体制の確立を図ります。

(2) 振興する農産物

水稻、ピーマン、ごぼう、ながいも、にんにく

4 館地区

(1) 振興方向

水稲については、基幹作物として、国の制度を利用しながら飼料用及び主食用の生産を継続するとともに、現在、生産団地が形成されている施設ミニトマトについては、青枯れ病対策として抵抗性台木による接ぎ木栽培の導入を促進し、生産量の拡大を図ります。りんごについては、紋羽病対策として新品種への改植を促進するとともに、ももへの改植も促進し、複合的な果樹生産体制の確立を図ります。また、施設スナップエンドウの促成栽培に取り組むとともに、引き続き露地ねぎ栽培に取り組むことにより経営の充実を図ります。

(2) 振興する農産物

水稲、ミニトマト、スナップエンドウ、ねぎ、りんご、もも

5 是川地区

(1) 振興方向

ながいも、ねぎ等の露地野菜栽培を基幹としながら、施設の導入による施設野菜・花き栽培による複合経営を促進します。また、経営規模の拡大を図る農業者については、八戸平原地区の利用を促し、経営の安定と発展を図ります。

(2) 振興する農産物

水稲、ねぎ、ながいも、トマト、トルコギキョウ

6 大館地区

(1) 振興方向

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図り、水稲については、国の制度等を利用しながら、基盤整備を進め、主食用及び加工用として生産を継続するとともに、現在、定着している花き、乳牛等の農畜産物については、省力・低コスト生産を促進します。また、水稲に関する集落営農組織が設立されており、さらなる生産面積の拡大を目指します。

(2) 振興する農畜産物

水稲、花き、乳牛

7 下長地区、南浜・美保野地区、旧市内地区

(1) 振興方向

◇下長地区

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図り、水稻栽培を基幹としながら、施設トマト栽培と露地ねぎ栽培を促進します。また、都市化の進んでいる集落については、施設栽培による多品目生産を促進し、市民へ「新鮮」で「安全」な食料の安定供給を図ります。

◇南浜・美保野地区

既存の生産品目については、生産技術の向上に努めるとともに、生産条件の整備を図り、高生産・高収益農業の確立を促進します。また、アスパラガスの生産について検討し、農業経営の安定に寄与すると判断された場合は、生産を促進し、経営品目の充実を図ります。農地造成地域については、農地の流動化を促進し、経営規模の拡大による生産性の向上により、農業経営の安定を図ります。

◇旧市内地区

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図りながら、都市緑化空間や防災空間としての役割も踏まえ、現在、定着している作物の省力・低コスト生産を促進します。

(2) 振興する農畜産物

◇下長地区

水稻、トマト、ねぎ

◇南浜・美保野地区

アスパラガス、ごぼう、じゃがいも、スイートコーン、にんじん、にんにく、ながいも、ねぎ、花き、養豚、養鶏

◇旧市内地区

野菜、花き

8 島守地区

(1) 振興方向

既存産地の生産条件の整備を図り、高生産・高収益農業の確立を促進します。また、ブルーベリー等の観光農園により、他地域の住民との交流を推進し、地域振興を図ります。加えて、そばの生産については、市の制度を利用しながら継続し、地域農地の保全を促すとともに、平成26年度から開始したワイン用ぶどうの生産については、生産技術の向上に努め、生産量の確保を図ります。

(2) 振興する農畜産物

水稻、りんご、葉たばこ、肉用牛

9 中沢地区

(1) 振興方向

既存産地の生産条件の整備を図り、高生産・高収益農業の確立を促進します。また、ブルーベリー等の観光農園やグリーン・ツーリズムにより、他地域の住民との交流を推進し、地域振興を図ります。加えて、そばの生産については、市の制度を利用しながら継続し、地域農地の保全を促すとともに、平成26年度から開始したワイン用ぶどうの生産については、生産技術の向上に努め、生産量の確保を図ります。

(2) 振興する農産物

ながいも、葉たばこ、ブルーベリー